



2022年4月1日から 「白ナンバー車のアルコール チェックが義務化されます!!」



道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（警察庁）

対象事業所

白ナンバー事業者で5台以上の車両、または定員11名以上の車両を1台保有する事業所。

義務項目

- ・運転前後にアルコール検知器を使っての確認を行う。
- ・確認した記録を帳簿やデジタルデータで1年間保存する。
- ・正しく機能するアルコール検知器を備える。(1年に1回のメンテナンスが必要)

令和4年
4月1日より施行

【目視等で確認】

- ・運転前後の運転者に対し「酒気帯びの有無」「顔色」「臭い」「声の調子」で確認する。
- ・確認の内容を記録し1年間保存する。

令和4年
10月1日より施行

【アルコール検知器で確認】

- ・運転前後の運転者に対し「アルコール検知器」で「酒気帯びの有無」を確認する。
- ・アルコール検知器を常時正常な状態で保管する。※1年に1回のメンテナンスが義務付けられます。
- ・確認の内容を記録し1年間保存する。

【酒気帯びの有無 確認時間】

①業務の開始前・終了後

②出勤時・退勤時

③運転の直前・直後

※左記の確認時間帯の中で業務の内容に合わせてチェック時間を決めてください。

1年間記録しなければならない8つの項目



1 確認者の名前	2 運転者の名前	3 運転者の業務に使用する自動車のナンバー
4 確認の日時	5 確認の方法 (4/1～目視・10/1～アルコール検知器)	6 酒気帯びの有無
7 指示事項	8 その他必要な事項	

簡単モデル アルコールチェッカー

ハンディータイプ
半導体ガスセンサー搭載

TANITA HC-310(個人用)



・センサーキャップを持ち上げるだけで電源 ON。

・携帯に便利。ワイシャツの胸ポケットにすっきり収まるサイズ。



←アルコールが
検出されたイメージ

電源

単4アルカリ電池 × 2本

センサー寿命

測定回数 1000 回、またはご購入後 1 年。

定期メンテナンス

メンテナンス対象外品につき、新品のご購入となります。

保証期間

1 年

※製造元：株式会社タニタ（アルコール検知器協議会会員）